

道州制の導入について¹

～ 三位一体改革と道州制 ～

九州大学 細江守紀研究会

報告者：天野慎吾 大下優一 北岡泰典 南優児

2005年12月

¹ 本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、細江教授（九州大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。（タイトルに脚注をつけてください。脚注は、「挿入」「脚注」「脚注」「自動脚注番号」、フォント8、脚注のフォントに関しては、以下同じ。）

要旨

本稿では、債務が増加の一途をたどっているという問題に対処するために、国と地方の財政体制そのものに疑問が抱かれていることに着目して、その第一歩として政府がおこなっている三位一体改革と、歳出削減効果が期待されている道州制についてシミュレーション分析していく。三位一体改革では地方歳入への効果を、道州制では地方歳出への効果をみていくこととする。

三位一体改革とは国庫支出金削減とそれに伴う税源移譲、地方交付税の改革を同時におこなう改革である。しかし、本稿では地方交付税の詳細な政策方針が発表されていないことを理由に、国庫支出金削減と税源移譲という2つの視点から三位一体改革の地方歳入に与える影響についてみていくことにした。シミュレーションの結果、三位一体改革により総歳入額は約2,400億円減少すること、地域の税収格差は拡大するといった結論が得られた。また大都市を含む州では三位一体改革により歳入は増加し、過疎地域を多く抱える州では歳入は減少することも明らかになった。

道州制とは規模の経済性により発生するスケールメリットによる歳出削減効果を狙った政策である。その歳出削減効果を調べるために、計量モデルを用いてシミュレーション分析をすることにした。議会費や総務費、民生費などといった諸費用の費用関数を導き出し、その推定式を使用することによって歳出削減額を調べた。その結果、歳出削減総額約9兆7000億円という大きな歳出削減額になることが明らかとなった。

次に三位一体改革の地方歳入に与える影響と、道州制の地方歳出に与える影響とを総合的にみて、地方財政はどうなるのかということを見ていった。三位一体改革により総歳入は減少したが、道州制による歳出削減効果によって、総合的には地方財政は改善されることが明らかになった。このことより道州制どうにゅうによる歳入削減効果が絶大であるということがいえる。

以上のことを踏まえ、現在行われている三位一体改革を経た道州制の導入を私たちは政策提言する。

はじめに

第1章 国の危機

第2章 道州制の必要性

- 第1節 道州制とは
- 第2節 州区分と人口区分
- 第3節 分析に向けて

第3章 三位一体改革による歳入への効果

- 第1節 三位一体改革とは
- 第2節 国庫支出金削減
- 第3節 税源移譲
- 第4節 地方交付税
- 第5節 三位一体改革による各州の歳入変化と課題

第4章 道州制導入による歳出削減効果

- 第1節 道州制のメリット・デメリット
- 第2節 道州制による歳出削減効果
- 第3節 道州制による各州の歳出変化

第5章 まとめ

第6章 政策提言

- 第1節 政策提言
- 第2節 今後の課題

参考文献・データ出典

はじめに

近年、債務の増加が日本における問題の1つとなっていて、国と地方の財政体系そのものにも疑問が持たれるようになってきている。この問題を解決するために国も本格的に動き始めた。その第一歩として、三位一体改革が進められている。また債務増加をくいとめる手段として、規模の経済性による歳出削減効果が期待されている「道州制」についても注目されている。

ここで私たちが注目したのは三位一体改革が地方の歳入面へ与える影響と、道州制が地方の歳出面へ与える影響である。いったい、三位一体改革と道州制がどの程度の影響をもつものか、財政は改善されるのか、もしくは悪化するのかということである。

本稿では三位一体改革が地方の歳入へ与える影響と道州制が地方の歳出へ与える影響を、シミュレーション分析を行うことにより明らかにしていく。

三位一体改革と道州制のシミュレーションに関する先行研究ではP H P 総合研究所(2002)、橋本・吉田(2002)、木村・吉田・橋本(2004)がある。P H P 総合研究所(2002)では行政区域の拡大がもたらす歳出効率化をシミュレーション分析により明らかにしている。橋本・吉田(2002)では道州制が地方財政に与える影響について、現行で道州制を導入した場合と、三位一体改革とあわせて道州制を導入した場合に分けてシミュレーションにより考察してある。また、歳入の変化に焦点をあてている。木村・吉田・橋本(2004)では三位一体改革について総額4兆円規模の補助金削減と税源移譲、そして両方の改革に伴う地方交付税の変化が各県の財政状況にどのような影響を与えるのか、シミュレーション分析を通じて考察してある。このようにP H P 総合研究所(2002)では道州制の歳出面への影響のみに焦点をあてており、また、橋本・吉田(2002)では道州制と三位一体改革の地方の歳入面への影響に、木村・吉田・橋本(2004)では三位一体改革の歳入面への影響に焦点をあてている。先行研究と本稿の違いは、参考研究では道州制と三位一体改革に関して、地方の歳入・歳出のどちらかに焦点をあててシミュレーション分析している。これに対して、本稿では道州制と三位一体改革の地方財政に与える影響について地方の歳入・歳出の両方に焦点をあててシミュレーション分析している点である。

以上を踏まえ、第1章では国の危機について概観する。第2章では道州制の必要性について説明する。第3章では三位一体改革が地方歳入へ与える影響をシミュレーション分析によって通じて明らかにし、第4章では道州制が地方歳出に与える影響を、計量モデルを用いたシミュレーション分析を通じて明らかにする。第5章では第3章で得られた三位一体改革が地方歳入に与える影響と第4章で得られた道州制が地方歳出に与える影響を比較して、三位一体改革と道州制が地方財政に与える影響を検討する。そして最後に第6章で本稿の政策提言ならびに今後への課題を述べる。

第1章 国の危機

現在、日本では、国と地方の財政赤字が深刻化している。国が抱えている長期債務残高は、570兆円、地方では、203兆円(2004年末)となっており、これらは、個々数十年の間増加の一途をたどっている。

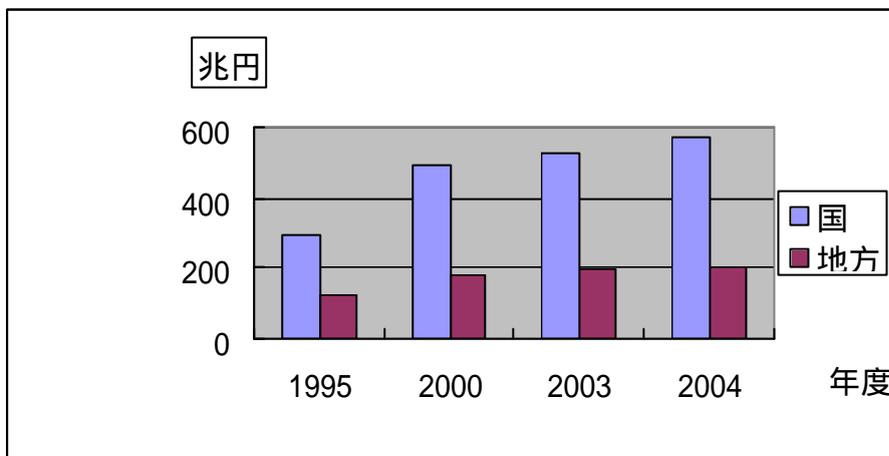


図 1-1 国と地方の長期債務残高
出所：財務省資料より作成。

国の財政を圧迫しているのが、地方交付税交付金や国庫支出金といった地方への補助金である。これらの補助金は、地方の税収の不足分を補う、地方ごとの税収格差を是正するといった役割を果たしている一方で、国庫支出金のような用途が限られている補助金は、地方へ過大な関与をしており、地方での効率的な事業を妨げているという指摘がある。

また地方では、地方公共団体の持つ財政基盤が弱く、自主財源はほとんどの自治体で全体の歳入の半分にも満たず、自主財源のみでも運営は困難であり、国からの補助金に依存している状況である。

地方交付税交付金・・・地方の税収格差の是正、税収の不足を補う、という目的で国から地方に与えられる補助金。

国庫支出金・・・地方交付税交付金と同様に国から地方に与えられる補助金であるが、地方交付税とは、異なり用途が指定されている。

現在、地方分権を実現するために政府は三位一体改革を進めている。三位一体改革とは、地方交付税、国庫支出金の削減と税源移譲の三つの改革を同時に進めるもので、地方の財源の拡充、地方の裁量を拡大する目的がある。この三位一体の改革の目的は、国の過剰な地方への関与を縮減し、地方の自主財源を拡充する一方で、地方公共団体の自由度を拡大することにより、地方にコスト意識をもたせて歳出等の効率化を目指すことである。このように三位一体改革は、地方分

権を進めるためには有効な手段であるが問題もある。それは過疎地域を多く抱える地方公共団体では、地方における権限は、拡大する一方で、財政力の大幅な低下を強いられることになる。

ここで道州制を導入することにより、国と地方の財政再建と地域間財政力格差の是正を同時に達成することができるだろうという期待がよせられている。

第2章 道州制の必要性

第1節 道州制とは

始めに道州制とは、現行の都道府県を廃止し、全国47の都道府県を地域ごとに“道”または“州”に再編成することである。つまり、市町村を合併して体力のある効率的な基礎的自治体とした上で、都道府県を地域ごとにまとめ、全国を10前後の広域自治体に再編成し、各自治体に経済的な自立の為の権限を与える制度である。この広域自治体を“道州”と呼ぶことから、この制度を“道州制”と呼ぶ。

道州制のメリットには、まず規模の経済性によるスケールメリットが挙げられる。スケールメリットとは、人口規模の増大とともに一人当たり歳出が減少するというものである。したがって、道州制に移行することによって、様々な諸経費を削減することが出来ると考えられる。今後、少子・高齢社会の到来がますます過疎地域への負担を高めて地域間格差が拡大することも考えられるので、過疎地域を多く抱える地方と都市部の地方を同じ州とすることで財政的自立と地域間財政力格差の是正を同時に達成できるとも考えられる。

また、現状では行政区域と生活圈区域のズレが生じており、広域的な視点に立ったサービスが行えないばかりか安定した財政基盤も無いといった状況になっている。このように財政的に非効率な状況を考慮しても、より広域な政策を行うことが出来る道州制の導入の必要性が感じられる。しかし、行政区域の拡大は一方で歳出を増やす一面を持っている。ただ、それ以上に行政区域の拡大は規模の経済性によるスケールメリットによって、歳出を削減できる可能性があると考えられる。

財政面以外の面においても、道州制への移行は様々なメリットを生み出すと考えられる。まず、道州制へ移行することによって従来の“中央主権・官主導”という中央集権型システムを一掃し、国と地方の間に新たな政府間関係を生み出す。地方政府は、中央政府とは独立して自地域での受益と負担の関係を意識し、それに伴って住民のニーズに見合った公共サービスを提供出来るようになる。また、住民や企業もそれぞれが責任を持って自地域での経済活動に携わっていくようになると思う。道州制への移行による“地域主権・民主導”型システムへの変化が、地域間競争や地域内の活性化を生み出し、それがまた個性ある地域づくりへの第一歩になると期待できる。

第2節 州区分と人口区分

州区分については、橋本恭之・吉田素教(2004)『地方財政改革と道州制の可能性について』を参考にし、全国を計11ブロックに分割した。

北海道	: 北海道
東北州	: 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
北関東州	: 茨城、栃木、群馬、埼玉
東京州	: 東京
南関東州	: 千葉、神奈川、山梨
北陸信越	: 新潟、富山、石川、福井、長野
東海州	: 岐阜、静岡、愛知、三重
関西州	: 大阪、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中国州	: 鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国州	: 徳島、香川、愛媛、高知
九州州	: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

表 2-1 州の区分

東京は基準財政収入が基準財政需要を上回っており、全国で唯一の地方交付金不交付団体である。また、人口においても1つの都で1000万人のオーダーを超えており、この人口規模は東北や四国などの州を超えている。以上の理由から、東京は他の道府県とは異質な地方団体と考え、東京はそれのみで1つの州とした。図 2-1 は平成 15 年度の各都道府県人口をもとに、道州制移行後の各州の人口を表したものである。これにより人口が1000万人のオーダーを超える州が東京以外に5州誕生することになり、全国的に各地方の人口規模が飛躍的に増加する。

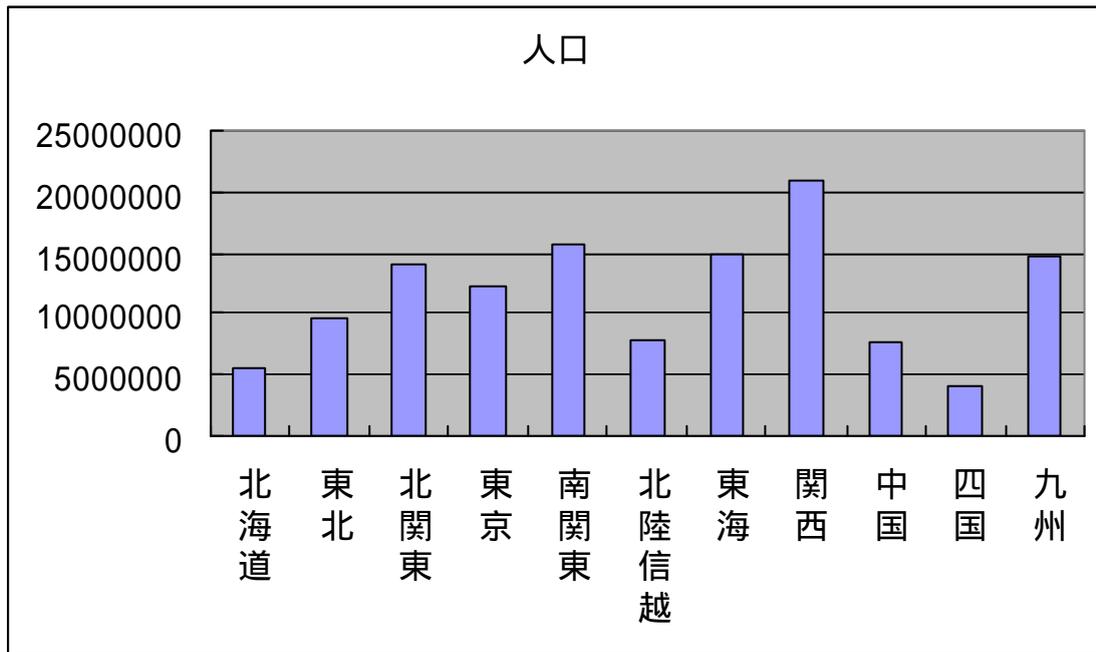


図 2-1 各州別の人口

出所：橋本・吉田（2004）『地方財政改革と道州制の可能性について』財務省財務総合政策研究所研究部

また、今回の道州制への移行の場合、国や地方が供給する公共財の財政的責任分担も大きく変わってくると考えている。細かい分類に関しては、加藤寛・跡田直澄・林宏昭・田中宏樹・上村敏之・鷲見英司・後藤達也・他（2002）『「地域主権」の確立に向けた7つの挑戦：日本再編計画 2010』を参考にし、図 2-2 に掲載している。この場合、国は最低限の行政のみに携われればよくなるので、中央政府は国益を考えた政策立案に専念できるようになる。一方、州政府に求めら

れているものは、「小さな政府」としてあくまでも住民一人ひとりのニーズに見合った行政を行う体制を作り上げていくことである。

第3節 分析に向けて

道州制への移行は様々なメリットが考えられるが、私たちの研究では道州制への移行においての地方の歳入面と歳出面の財政効率化に着目している。三位一体改革による地方の歳入への影響と道州制による地方の歳出の効率化を実際のデータを用いてシミュレーション分析をおこない、現状と比較してどれだけ改善される可能性があるかを研究していく

第3章 三位一体改革による歳入への効果

第1節 三位一体改革とは

平成16年3月1日に開催された第28次地方制度調査会の第1回総会では小泉総理は、「三位一体の改革を一層推進する観点から、地方の自由度や裁量を拡大する方向で、更なる地方財政の構造改革が必要。道州制の導入、大都市制度の見直し、などのテーマについて、『地方にできることは地方に』、この基本方針のもと、十分審議いただき、具体的な改革の成果につなげていただきたい。」と挨拶し地方財政制度の抜本的改革の検討が開始されその第一歩として三位一体改革がすでに始まっている。現行の地方税体系、地方交付税制度には限界があり、そのままでは各地方は財政的に独立することは不可能であり、地方分権を確立することは期待できない。真の地方分権を確立させるには、財政的自立は欠かせないのである。政府の掲げる三位一体改革の基本的方針は以下の3点となっている。

1. 地方が元気になる改革
2. 地方の自由度を拡大する改革
3. 自主財源(地方税等)を拡充する改革

三位一体改革の内容としては、国庫支出金や地方交付税という依存財源の比率を減少させて、地方税による自主財源の比率をたかめることで、地方団体にコスト意識を持たせて歳出の効率化を促進させようということである。

そもそも国・地方における歳出・歳入のアンバランスから国と地方の財政体制に疑問が持たれるようになっていった。平成12年度決算では国税収額は約52.7兆円、地方税収額は約35.5兆円となっており、全体に対する構成比は国が約60%、地方が約40%となっている。一方、国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模を比較してみると、平成12年度当初予算では、国の歳出額(純計)が約57兆円、地方の歳出額(純計)が88.9兆円となっており、全体に対する構成比は、国が約40%、地方が約60%となっている。つまり、国に財源が偏在しており、地方には歳出をまかなう財源が与えられていないことが分かる。実際にはそのギャップを埋めるために地方交付税や国庫支出金といった補助金によって財源移転がおこなわれている。しかし国庫支出金などは国からその用途が限定されているので、地方が歳出を効率化しようと努力できないのが現状である。

三位一体改革ではこのような問題も視野に入れた大胆な改革であり、私たちはこの章においてシミュレーション分析により三位一体改革が歳入に与える変化をみていくことにする。

第2節 国庫支出金削減

2-1 国庫支出金削減のシミュレーション方法

国庫支出金削減については、政府から総額 4 兆円という削減目標が示されており、実際、平成 16 年度予算において 1 兆円規模の補助金削減が指示され、三位一体改革は、本格的に動き始めた。

今回のシミュレーションでは、平成 15 年度の予算について効果を考えるので、この年の予算には、三位一体改革の効果は、現れておらず、現実に実施された 1 兆円の補助金削減の効果も加味し、総額 4 兆円の国庫支出金の削減を考えていく。

具体的には、次のような決定過程を行った。

ステップ 1：平成 16 年度予算において指示された 1 兆円程度の国庫支出金削減項目を削減案に考慮する。

ステップ 2：削減項目の決定を行う。この決定に関して、『地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体改革」について)』

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040426_4.html(2005/9/2)に示されている提言を基本にし、また様々な提言においてなされている削減案を参考にして決定した。

ステップ 3：ステップ 2 において、決定した削減項目について、平成 15 年度の予算を『地方財政統計年報』の総額も調査する。

ステップ 4：得られた総額に対して、補助金削減額を決定する。

2-2 国庫支出金削減の与える影響

ここでは 2-1 の手法にもとづいておこなったシミュレーションの結果についてみていく。結果はしたのを案にまとめてある。

国庫支出金削減案

補助金削減項目	項目総額	削減額
普通建設事業費支出金	4,109,962,800	3,509,962,800
義務教育費負担金	2,738,636,747	230,900,000
児童保護費負担金	566,393,307	244,000,000
削減額合計		3,984,862,800

(単位：千円)

普通建設事業費支出金は、今回私たちの考えた削減案の中では、最も比重が大きく、国庫支出金削減のメイン項目である。この支出金を削減しようとする理由は、現状での普通建設費というのが、過剰であり、地方の基準財政需要額を増大させている原因である、と考えられるためである。

義務教育費負担金、児童保護費負担金については平成 16 年度の 1 兆円の削減案に含まれている。また麻生プランに示されている削減案にも入っており、三位一体改革が現実に前進していることを示している。

この削減案では、地方財政上の「国庫補助金」に分類される、いわゆる奨励的補助金を削減項目の中心として挙げている。これは、義務的補助金(地方財政上の「国庫負担金」、「国庫委託金」)は、本来どの地域の住民であっても、国から保障されるべきナショナル・ミニマムに必要な

と判断されるため、この部分を削減し、地方公共団体の裁量にすべて任せてしまうことはできないのである。

その一方で、奨励的補助金は、本来地方公共団体においてなされる事業を国が政策的配慮から交付しているものなので、このような補助金を廃止し、税源移譲後に、各地方公共団体がその事業の継続、又は廃止を検討するという事は、地方分権の趣旨にそったものであり、つまり三位一体改革の趣旨ともなっている。

このような項目で総額 4 兆円規模の国庫支出金削減を考えた。

2 - 3 各州への影響

2 - 2 の国庫支出金削減案に基づいて、改革が実施された場合、その削減が各州へどのような影響を与えるのか考える。

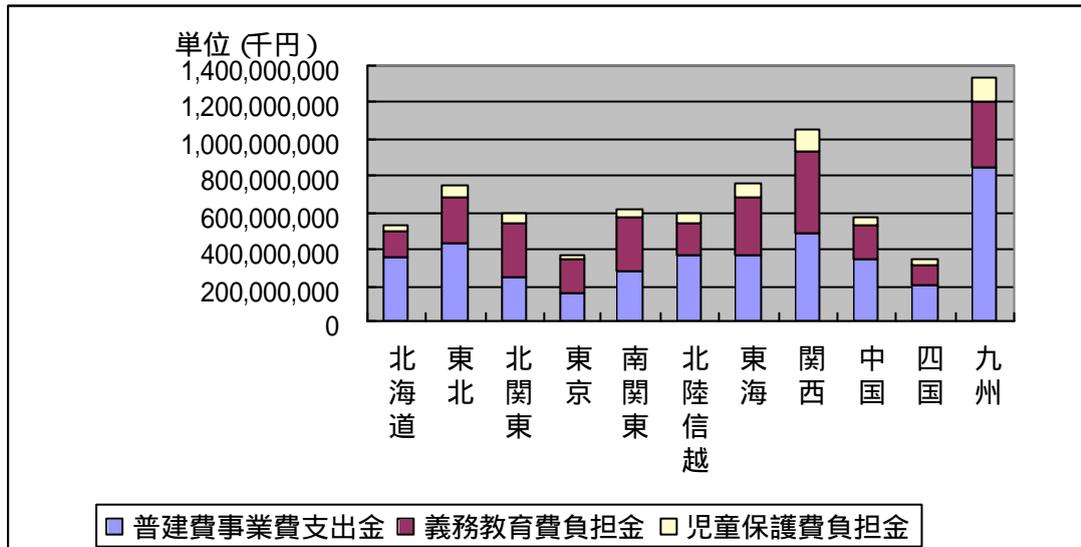


図 3 - 1 現在の国庫支出金 (削減項目のみ)

出所：『平成 1 7 年度地方財政統計年報』地方財務協会

図 3 - 1 は、今回削減項目に該当する国庫支出金の総額である。

普通建設事業費支出金は、0.6 兆円を残して全廃としているので、相当額が削減されることになる。一方、義務教育費は、普通建設事業費支出金とほぼ同程度の規模であるが、義務的補助金であるため、削減される額は、総額に比べて小さい。

今回の削減案では、各項目の削減額を総額でしか、示しておらず、その削減額が各地方にどのように配分されるかを考慮していない。そこで、各地方の削減額は、現状の国庫支出金の各項目で地方のシェアを算出し、削減額総額に各地方のシェア率を乗じたものを、その地方の削減額とした。

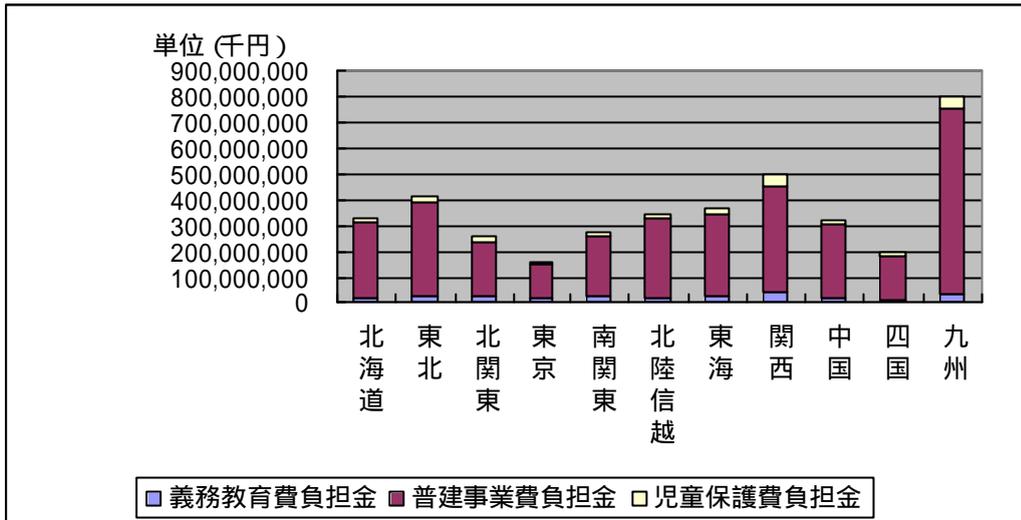


図3 - 2 国庫支出金削減の各州の影響

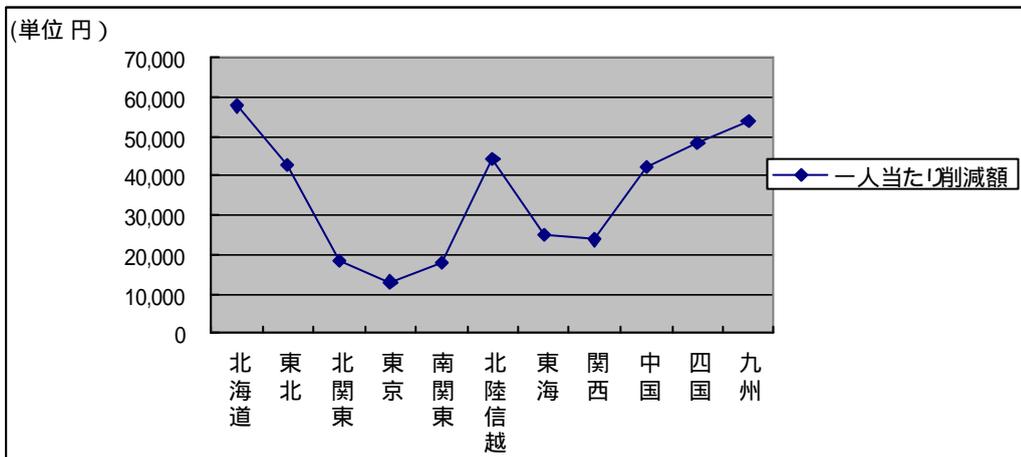


図3 - 3 一人あたりの国庫支出金削減額

図3 - 2 を作成するにあたっては以下の方法でおこなった。

ステップ 1 : 各国庫支出金削減対象項目(児童保護費負担金、普通建設費負担金、義務教育費負担金)の削減総額を決定する。

ステップ 2 : 各州の各削減項目のシェア率を求める。ここでシェア率とは、

$$\text{シェア率} = \frac{\text{各州の各国庫支出金削減項目現在の総額}}{\text{各国庫支出金削減項目の現在の総額}}$$

ステップ 3 : ステップ 1 の各国庫支出金削減項目総額にシェア率を乗じて、各州の国庫支出金削減額を算出する。

現状で、国庫支出金総額が高い地域というのは、自動的に削減額も大きくなる。九州の削減額が大きいのは、まず九州自体が、構成する県の数も大きく、州としての規模が大きいというものがあるが、沖縄県が、特に、国からの補助金に依存しているという要素もある。

図3 - 3 は、一人当たり国庫支出金削減額である。図3 - 3 からわかることは、やはり数値にばらつきがあることであり、最低の東京から最大の北海道、九州を比較してみると、6倍近くの値がでている。しかも、全体で見ると、一人当たり削減額が大きくなっている地域は、北海道、東北、北陸信越、中国、四国、九州と明らかに、過疎地域を多く含む公共団体である。これは、

今までの地方財政制度において、国は、過疎地域へ優先的に公共投資を行い続けたことを示し、と同時に、三位一体改革がなされることへの懸念である、過疎地域を含む公共団体では、財政力の大幅な低下を余儀なくされることを示す結果となった。

第3節 税源移譲

3 - 1 税源移譲の内容

税源移譲の目的は補助金削減による地方の収入減少の代わりに国税から地方税へと税を移譲し、地方税の自主財源の比率を高めることである。まず、ここで問題となるのがどの税を移譲対象とするべきか、ということである。平成16年度に総務省から出された「地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体改革」について)」には税源移譲の今後の進め方について、所得税(国税)から個人住民税(地方税)への本格的な税源移譲の規模(3兆円)・内容(10%比例税率化)を「先行決定」としている。なぜ、個人住民税が移譲対象とされたのかについて考えてみる。

補助金の削減によって地域間の財政力格差は拡大すると考えられるので、税源移譲は出来る限り地域間での税収格差が生じない税を対象とするのが望ましいと考えられる。ここで現状の各州における個人所得税の所得割の税収額(都道府県+地町村)を比較してみる。所得割と限定しているのは三位一体改革で10%比例税率化が所得割に限定されているからである。

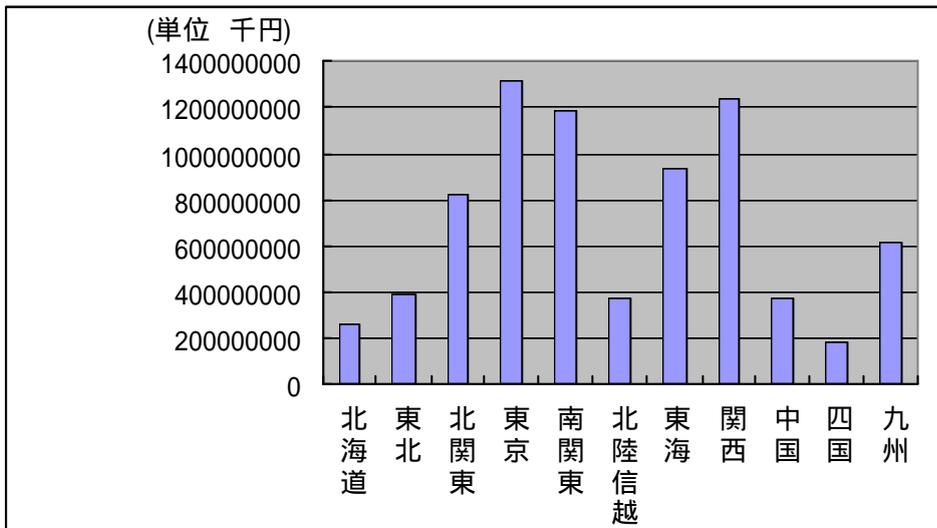


図3 - 4 現在の個人住民税(所得割)

出所:『平成17年度地方財政統計年報』地方財務協会

図3 - 4からも分かるように、個人住民税(所得割)の税収は偏りがあることがわかる。関東や関西の州に集中していることが読み取れる。この集中の理由としては、各州の人口の違いや住民税が累進税率表をもっていることが理由に挙げられる。累進税率表では、所得が上昇するにつれて税負担が急速に増大するので、関東、関西における所得水準の高さが個人住民税の税収の集中をもたらしているのである。これでは税源移譲は出来る限り地域間での税収格差が生じない税を対象とするという目標を達成できていないのではないかと、一見思いがちだがそうではない。ここで税源移譲の対象としてしばしばとりあげられていた地方消費税を例に挙げてみる。個人住民税で税源移譲する場合に比べてみると、大都市圏に税収が集中し、大都市圏の周辺での税収が相対的に減少している。これは個人住民税が居住地を基準として納税されるのに対して、地方消費

税は小売り基準で再配分されているからである。よって地域間の税収格差是正という目的に対象の税を個人住民税にしたことは妥当といえる。以下では税源移譲によって地方の税収がどのように変化するのか、ということシミュレーションしていくこととする。

3 - 2 税源移譲のシミュレーション方法

各地方団体が受け取っている個人住民税(所得割)は、決算統計を集計した『地方財政統計年報』(財)地方財務協会に掲載されている。この資料により各都道府県、各市町村別の個人住民税(所得割)の額を得ることができる。しかし問題となるのは税源移譲が各地方自治体に与える影響を推測することである。

個人住民税の所得割の現行の徴収方法は以下1～3のとおりである。

1. 総収入から必要経費を差し引いて課税対象所得額を求める。
2. 課税対象所得額から諸所得控除を控除して課税標準額を求める。
3. 課税標準額の額に応じた税率を乗じて所得割を求める。応じた税率とは以下の表のとおりとされている。

課税標準額の段階	都道府県へ収める税率	市町村へ収める税率
～200万円	3%	2%
200万～700万円	8% - 10万円	2%
700万円～	10% - 24万円	3% - 7万円

表3 - 1 課税標準額に応じた税率

ここで課税標準段階の額が細かく記載されている資料がないという問題につきあたった。『個人所得指標』日本マーケティング教育センターに記載されていたのは課税標準額の各段階における納税義務者数である。そこで以下の推計手法に基づいてシミュレーションしていった。

- ステップ1: 課税標準の各段階の中間値に各段階の納税義務者数を乗じて、各段階の総課税標準推測額を算出する。
- ステップ2: ステップ1で算出した総課税標準額に10%を乗じて三位一体改革後の個人住民税(所得割)の推測額を算出する。
- ステップ3: 課税標準額の各段階に表にある税率を乗じて現行と同じ制度での個人住民税(所得割)の推測額を算出する。
- ステップ4: ステップ2で算出した額からステップ3で算出した額を差し引くことにより税源移譲の推測額を算出する。
- ステップ5: 各州の改革による変化をみるために現行の所得割のシェアを算出し、ステップ4で求めた移譲額に乘じた額を現行の個人住民税(所得割)に加える。その額と現行の税収額を比較する。

シミュレーションをより正確にするためには各段階における納税義務者数の分布を調べなくてはいけないのだが、推測を簡素化するために中間値を使うことにした。

ステップ1で算出した課税標準額の各段階に表の税率をかけて実際の所得割の値と比べてみても大きな誤差はなかった。したがって、ステップ1の推計手法がある程度正確であるといえる。実際にステップ4で算出した税源移譲の推測額は約2兆9千億円と政府が掲げている3億円という目標に近い額がでてくる。

3 - 3 税源移譲が個人住民税収へ与える影響

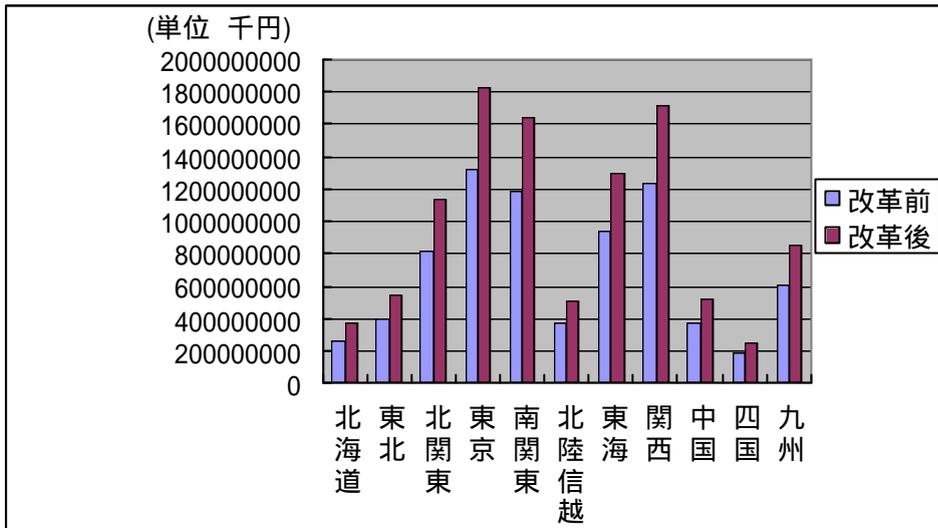


図3-5 税源移譲による個人住民税収の変化

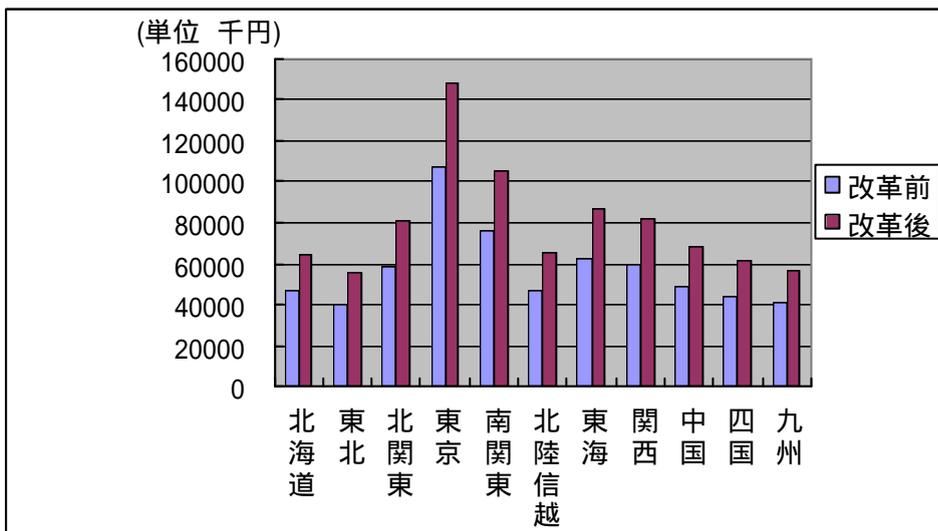


図3-6 税源移譲による1人あたりの個人住民税収の変化

図3-5と図3-6から読み見とれることは、税源移譲により、北関東、東京、南関東、東海、関西といった大都市を含む州では個人住民税収は大幅に増加している。一方、北海道、東北、北陸信越、中国、四国、九州といった過疎地域を多く含む州では個人住民税収はある程度増加していることがわかる。

第4節 地方交付税

地方交付税の額は各地方の基準財政需要と基準財政収入により決定されている。三位一体改革でこの地方交付税が削減対象に選ばれたのは、基準財政需要の算定が行政のナショナル・ミニマムを大きく逸脱しており交付税不交付団体が圧倒的に少ない事が理由の1つに挙げられる。実際、現在交付税不交付団体は東京のみである。また、東京の基準財政収入額が基準財政需要額を超過している額が財政調整の対象とされていないことなども問題とされている。その対応策とし

て東京の超過財源を他の地方団体に逆移譲するといった政策提言もしばしばみかけられる。しかし、現時点で政府から地方交付税の改革について詳細な案は出されていない。現段階での方針は以下のようにされている。

(1) 地方歳出の見直し... 地方の安定的な行政運営を確保

- ・ 地方歳出の見直しを進めつつ「地域再生」等を着実に進めるため、平成 17 年度は、地方税、地方交付税等の一般財源総額を前年度と同程度の水準に。

(2) 算定の改革... 効率的な運営を促進し、経営努力に応える算定

- ・ 行政界改革に必要な経費を新たに算入し、行政改革の実績を示す指標(例えば人件費、物件費などの固定経費の割合やその削減率等)に応じて増減。
- ・ 徴税に必要な経費については徴収率等の徴税努力に応じて増減

したがって、本稿のシミュレーションでは地方交付税のシミュレーションは考慮せず、国庫支出金と税源移譲に焦点をあてることとした。

第5節 三位一体改革による各州の歳入変化と課題

5 - 1 三位一体改革による各州の歳入の変化

歳入の変化をみるにあたり、いくつかのステップをふまなくてはならない。理由としては国庫支出金の削減については 4 兆円を目標としているが、税源移譲では 3 兆円を目標としてシミュレーションをおこなったからである。先程も述べたが使用したデータが平成 15 年の決算をもとにつくられており、平成 16 年に行われた 1 兆円の国庫支出金削減と、税源移譲の効果は反映されていないからである。平成 16 年の税源移譲額を新たに加えて、国庫支出金削減額と比較しなければならない。平成 16 年の改革内容は以下の表にまとめている。

補助金約 1 兆円削減		財源の手当	
義務教育費関連	2,309 億円	基幹税移譲予定交付金	2,309 億円
公共事業関連・奨励的補助金	5,564 億円	まちづくり交付金	1,330 億円
公立保育所運営費等	2,440 億円	所得譲与税	2,198 億円
		(注:所得譲与税総額は 4,249 億円)	

出所：木村・吉田・橋本(2004)「三位一体改革のシミュレーション分析」『会計調査研究』No30

したがって、以下のような手法で歳入の変化を見ていくことにする。

ステップ 1：平成 16 年の財源の手当を各州に振り分けるために各州の削減された補助金のシェアを求め、財源の手当に乗じる。

ステップ 2：先程もとめた各州の個人住民税の移譲額にステップ 1 の額を加える。

ステップ 3：ステップ 2 の額から国庫支出金削減額を差し引いて三位一体改革による歳入の変化をみる。

財源の手当は例えば義務教育費関連は同額を税源移譲しているので、同じシェアだと考えることができる。また他の削減項目は全額税源移譲されていないが、同様に削減項目と同じシェアを各州に税源移譲すると考え上のような手法を用いることにした。

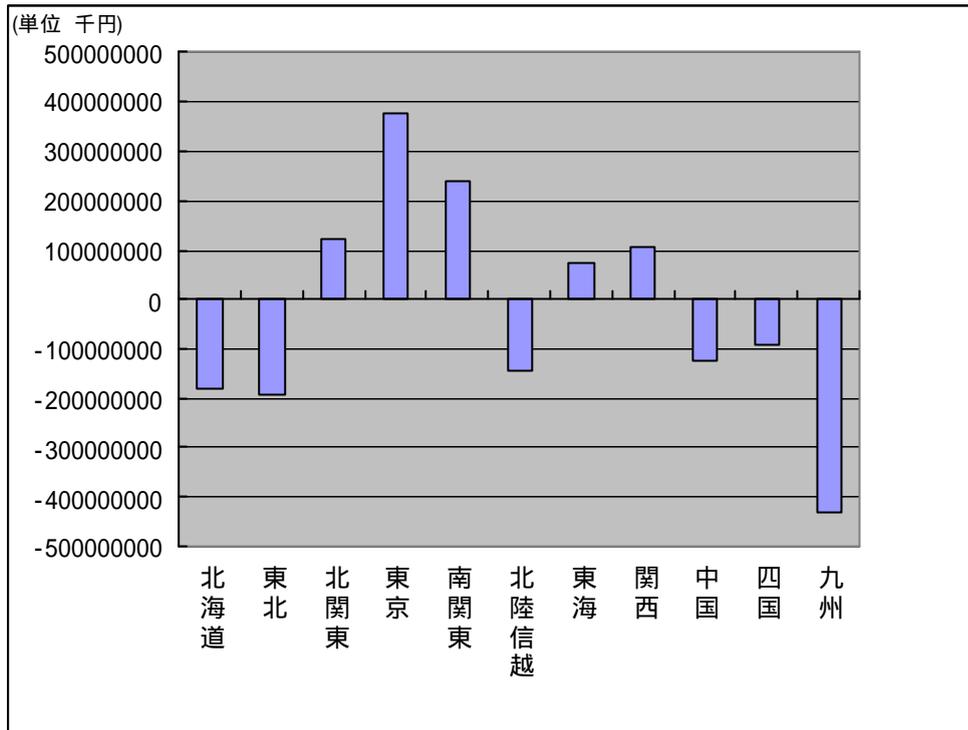


図3 - 7 三位一体改革による各州の歳入の変化

図3 - 7から分かることは北関東、東京、南関東、東海、関西といった大都市を含む州では三位一体改革によって歳入は増加しているが、北海道、東北、北陸信越、中国、四国、九州といった過疎地域を含む州では歳入は減少していることである。したがって、三位一体改革によって、大都市を含む州と過疎地域を多く含む州との地域間格差はより拡大すると考えられる。国がこれまで過疎地域を多く抱える地域に優先的に公共投資を行っていたこと、つまり過疎地域を多く含む地域はこれまで補助金に頼っていたことが原因である。結果、三位一体改革によって過疎地域を多く抱える州は大きな財政力低下を強いられることが予想できる。また、全州の合計でみると約2,400億円の歳入減となる。

5 - 2 三位一体改革の課題

三位一体改革だけの効果のみをみると、単に地域間格差を拡大させただけかのように捉えられるかもしれない。実際日本では、地域間の経済力格差によって税収配分にはかなりの格差が発生している。そこで国庫支出金はどの地域においても最低限保障されなくてはならないナショナル・ミニマムを確保するために、地方交付税は地域間の財政調整機能の役割を果たしてきた。三位一体改革で国庫支出金と地方交付税を削減することは、地域間の財政調整機能を弱めることにつながり、当然のことながら地域間の財政力格差を拡大することにつながる。特に、過疎地域を多く持つ地方団体にとっては、使い道が自由なお金を手に入れる引き換えに、財政力の大きな低下を強いられることになる。これまでの過疎地域優先の地方財政制度は、過疎地域への重点的な公共投資によって地域間の経済力格差是正を意図してきたと考えられる。しかし国と地方の財政状況を考えると、これまでのような過疎地域へ公共投資による経済力格差是正政策を続けることはできない。政府はこのような三位一体改革でのデメリットをしりながらも当改革を推し進めているのには理由がある。この章の冒頭でもふれたように地方分権化の推進、地方歳出の見直して

ある。地方にできることは地方に任せ、中央の過剰な関与をなくすことにより、地方は特色を生かしつつ、また財政面においてもより効率的におこなう。確かにこの改革で地方分権は着実に前進している。そして昨今この地方分権の最終的な受け皿として注目されているのが「道州制」である。と同時に“地方分権の確立”と“地方歳出の見直し”という 2 つの目標を達成できる方策として期待されている。この道州制に期待されている効果のうち次の章ではスケールメリットを通じた歳出削減効果に焦点をあてて話をすすめていく。

第4章 道州制導入による歳出削減効果

第1節 道州制のメリット・デメリット

以上までの分析で、三位一体改革によって、大都市を含む州と過疎地域を含む州との地域間格差はより拡大することがわかった。ここからは議論を本格的な道州制に移して分析していく。

道州制に移行に伴うメリットは第2章で触れたとおり、規模の経済性などが上げられる。道州制導入により広域に及ぶ政策を効率的に行うことができるようにはなり歳出削減につながると考えられるが、その導入を行う上での初期費用を考えると、短期的には歳出の増加につながるといった見方もある。このように少なからずデメリットは存在する。そこで道州制のメリット、デメリットを例示する。

メリット

1. 権限移譲による地方の独自性の発揮

国から地方へと様々な権限が移譲されることにより、地方の最良に任せた政策を行うことが可能となり、その地方の特性を生かした独自の政策を行うことが可能となる。
2. 税源移譲による自主財源の拡大

三位一体改革による税源移譲により、国から地方への関与を縮小し、地方が自主財源において政策を行えるようになることで、住民のニーズにあった政策を行使することが可能となる。また、昨今の問題の1つである、地方政府のコスト意識の希薄によるモラルハザードの是正が実現できる。
3. 効率的なインフラ整備

これまでの各都道府県間で重複した投資が行われていたが、道州制導入により、現在よりも広域的な視点に立った選択的な投資が可能になり、また、国からの権限・税源の移譲によって、投資余力を集中的に投入することが可能となるため、地域ニーズに即したインフラ整備が可能になる。
4. 外部に対するワンストップでの対応とPR効果

現在各都道府県が所有している資源をセットにしてPRすることができ、その効果も州単位で行うことによって、向上すると考えられる。また外部からの様々な照会に対し、ワンストップで対応できるようになる。
5. スケールメリットの発揮

管轄が広がることにより、今までは圏域などの制約があったものが排除されるので、現在よりも効果的かつ効率的な政策の展開が可能になる。

デメリット

1. 国から地方への税源・権限移譲や市町村合併の推進が必要
道州制のメリットを発揮し、地方分権を促進するには、何より国から地方への多大な関与を見直す必要があり、まずは国からの税源・権限を移譲することが必要である。また、県の権限を移譲する上で、市町村がその受け皿となれる程度に合併していかなければ、州政府による広域的視野に立った施策への特化が困難になる。
2. 道州間格差の発生
税源移譲されたことにより、過疎地域を多く抱える地域は深刻な財政不足に悩まされる恐れがある。今までの国庫補助金などとは違った新たな財政調整制度が必要。
3. 管轄地域の拡大に伴って、地域の住民の効用が下がる恐れがある
道州制導入により様々な政策が効率的・効果的に行われる一方、管轄圏内が広域化したことで、現在の住民の効用、あるいはそれ以上の効用を州全体で満たすことが困難になる。
4. 二重行政の解消は困難
国から地方へ権限移譲されるように、府県から市町村へ権限が移譲されなければ、二重行政の解消は達成できず、効率的な行財政にはつながらない。

メリット・デメリットについては財団法人九州地域産業活性化センター『日米比較による九州への道州制導入シナリオ策定調査報告書～産業活性化の視点から』より一部引用。

以上のようにメリットだけではなく、デメリットは確実に存在する。私達は地方が国からの財政的依存から脱却し、地方分権を推進する政策として道州制に期待を寄せているわけであるが、その財政的效果は以上のデメリットを払拭するだけの効果をあげられるのだろうか。そこで道州制に移行した場合にどれだけの財政的效果をあげられるのかを計量経済学を用いて分析していく。

第2節 道州制による歳出削減効果

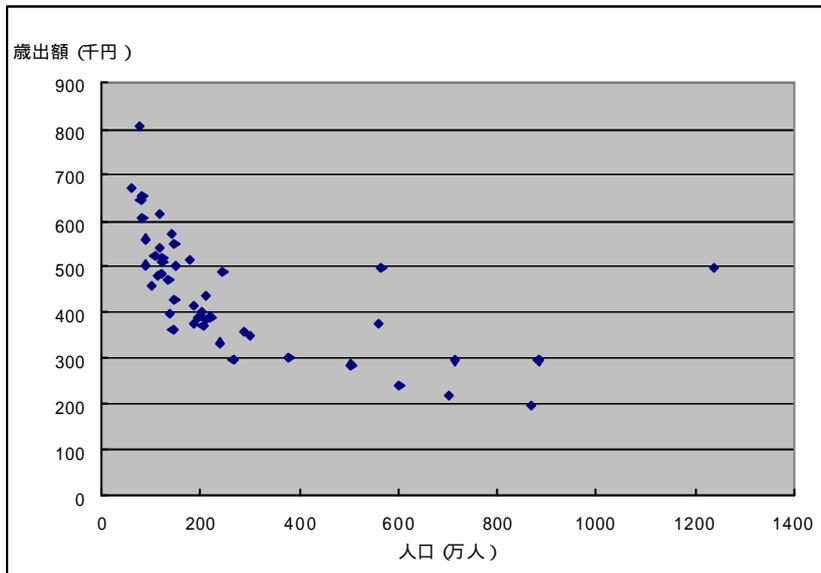


図 4-1 人口規模と住民 1 人当たり都道府県歳出額の関係
出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

図 4-1 は道州制移行による行政効率改善の可能性を確認するため、人口規模とその地域の住民の歳出額との関係を表したものである。人口規模が拡大するにつれ、スケールメリットが発揮され、住民 1 人当たりの歳出額は減少する傾向にあることが読み取れる。そこで都道府県の目的別歳出額をもとに道州制による歳出削減効果について、更に詳細な分析を以下の手順に従っていくことにする。

- ステップ 1：現在の各都道府県における住民一人当たりの目的別歳出額を算定する。
- ステップ 2：住民一人当たりの目的別歳出額、及び各都道府県の面積から、人口規模による変化を捉えたものと、それに面積を考慮したものの 2 つの費用関数を導出する。導出方法は最小二乗法を用いた。
東京都は他の都道府県と比較して異質であると判断したため、費用関数導出に用いたサンプルからは除外している。
- ステップ 3：2 つの費用関数の t 値と補正值、その歳出項目の内容、参考文献から判断し、より信用度が高いと考えられる方の費用関数を用いて、道州制導入後の各州の目的別歳出額を算定する。

なお、これ以降の分析結果では道州制導入後も人口規模と面積が変化しない北海道と、東京は省略している。

2-1 議会費

中心は議員に支払われる報酬で、その中には議会事務局職員の給与、議会関係の事務費、議場の整備に要する経費も含まれる。また、各種議長会の会費なども議会費にあたる。

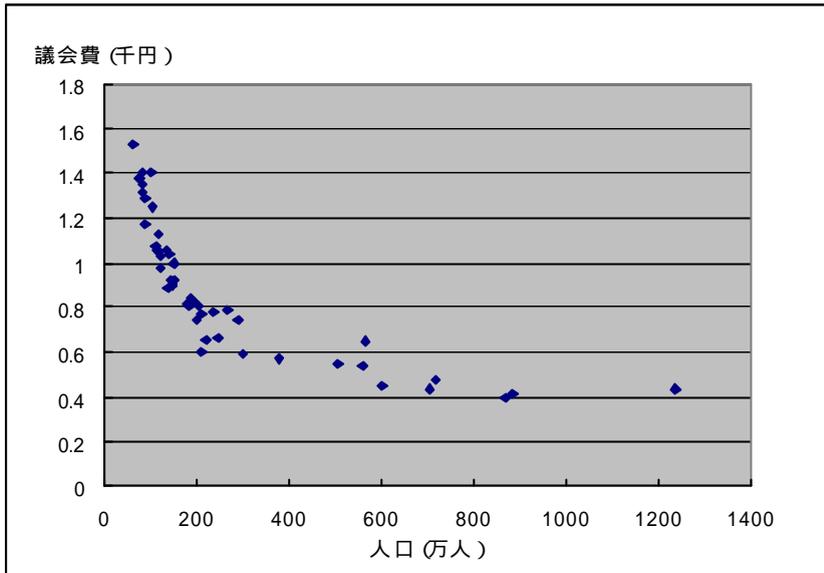


図 4-2 人口規模と住民一人当たりの議会費の関係
出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会) より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用(千円)・人口(人)

データ：サンプル数 46 (括弧の中は *t* 値である)

$$LOG(\text{議会費}/\text{人口}) = 7.52 - 0.106 \cdot LOG(\text{人口})$$

(?26.89) (26.29) 補正 $R^2 = 0.939$

図 4-2 は人口規模と住民一人当たりの歳出額の関係を表したものである。これより得られた費用関数を用いて、道州制導入に際し住民一人当たりの議会費がどのように変化していくのを見ていく。以下、同様に分析を行う。

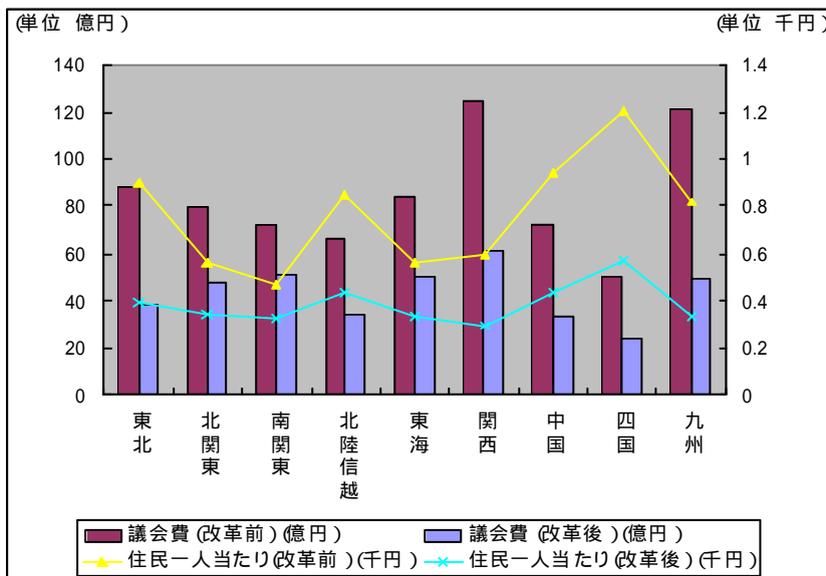


図 4-3 道州制導入による議会費の変化 (平成 15 年度決算ベース)
出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

図 4-3 は道州制の導入に際して議会費がどのように変化するかを表したものである。これにより道州制導入において、各地方で費用削減効果が見られることがわかる。特に関西と九州においてはその変化が他の地域よりも顕著にあらわれており、道州制移行により関西で約 64 億円、九州で約 71 億円の削減がされていて、全国的に見るとおよそ 400 億円の議会費の削減が可能となる。

2-2 総務費

人事、財政、税務、企画、統計調査、選挙、広報などの一般管理的な事務の経費で、庁舎および県民会館、市民会館などの建設・運営の経費も総務費に含まれる。地方団体を維持・運営していくための間接的な経費のことである

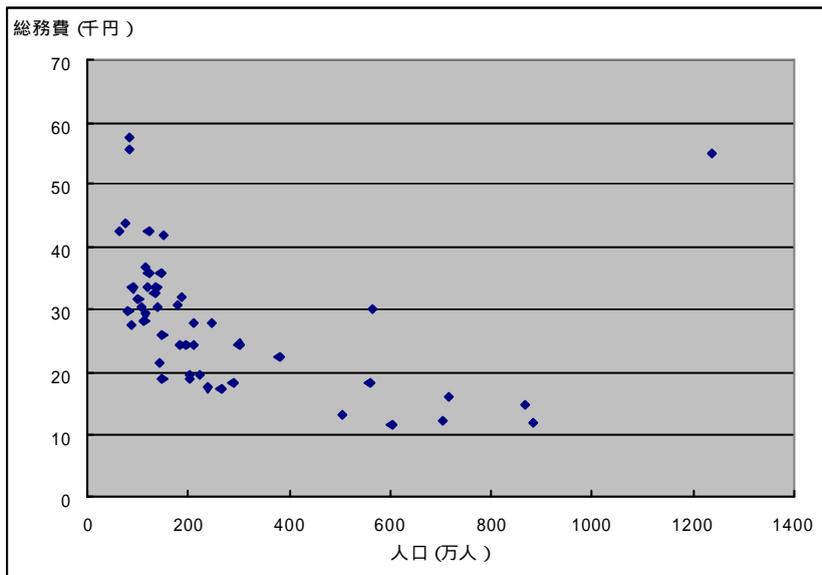


図 4-4 人口規模と住民一人当たりの総務費の関係

出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用(千円)・人口(人)

データ：サンプル数 46 (括弧の中は t 値である)

$$LOG(\text{総務費}/\text{人口}) \approx 3.51 - 97.53 \cdot (1/LOG \text{人口})$$

$$(-4.84) \quad (9.34)$$

$$\text{補正 } R^2 \approx 0.731$$

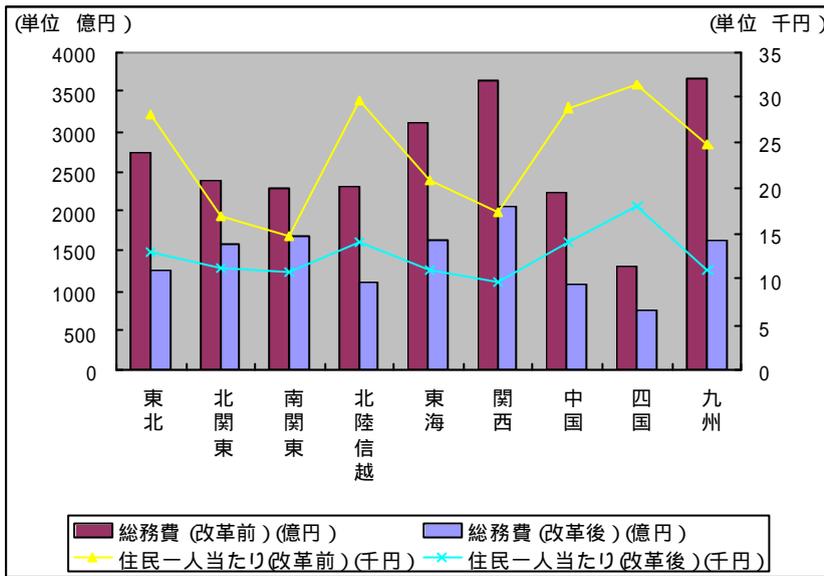


図 4-5 道州制導入による総務費の変化 (平成 15 年度決算ベース)

出所:「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

図 4-5 は分析結果から得られた道州制導入による総務費の変化を表している。これにより各地方で歳出額の削減がなされているが、東京、大阪、名古屋といった大都市圏から離れた地域になるほど、その効果が顕著に表れる傾向があることが読み取れる。住民一人当たりで言えば東北、北陸信越、中国、四国、九州がより効果的に削減されており、州全体で見ると半分以上の総務費の削減が達成される州がいくつかある。道州制導入により全国的に約 1 兆円の削減が可能であるという結果が出た。

2-3 民生費

子供やお年寄り、体の不自由な人々への援助を目的とした民生行政の経費。生活保護、児童福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、老人福祉に分類される。

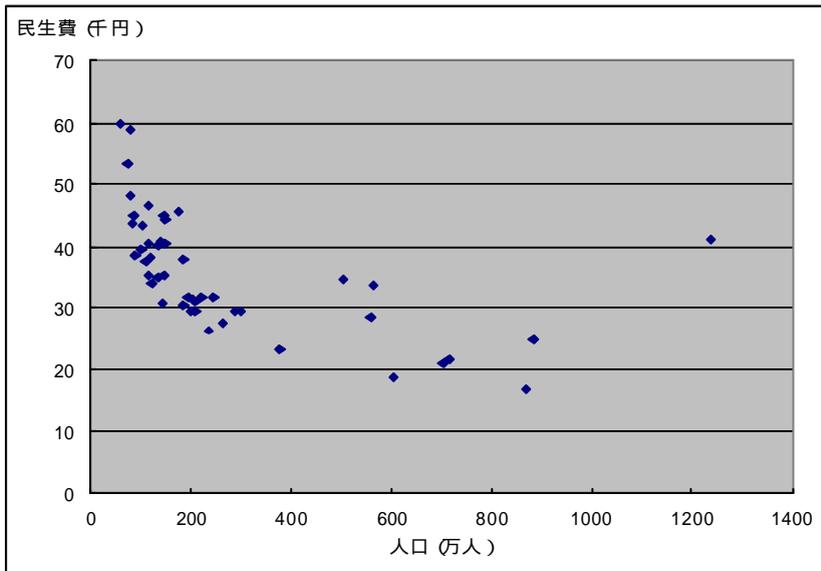


図 4-6 人口規模と住民一人当たりの民生費の関係

出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用(千円)・人口(人)
 データ：サンプル数 46 (括弧の中は t 値である)
 $LOG(民生費/人口) = 1.50 + 72.71(1/LOG人口)$
 ($t=3.30$) ($t=11.10$) 補正 $R^2 = 0.73$

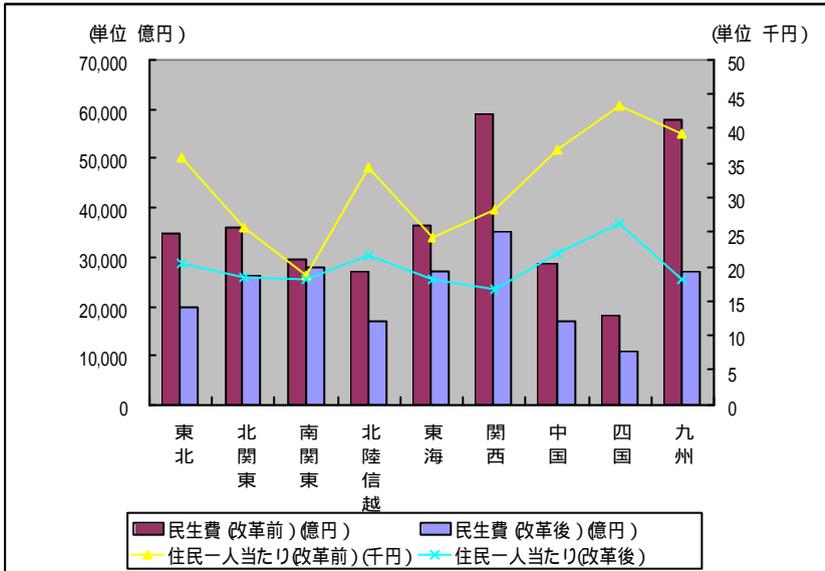


図 4-7 道州制導入による民生費の変化 (平成 15 年度決算ベース)
 出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

図 4-7 は導出した費用関数をもとに道州制導入前と導入後の各州の民生費を比べたものであるが、南関東では道州制に移行してもあまり変化が見られなかった。州全体で見ると関西と九州に他地域よりも大きな削減効果が表れており、関西で 2400 億円、九州で 3000 億円削減されている。全国での削減額はおよそ 1.2 兆円となった。

2-4 衛生費

ゴミの収集・処理の経費の清掃費などがある。また、結核、コレラ、日本脳炎などの予防と治療、予防衛生行政や成人病対策、精神衛生行政、母子保健行政といった住民の健康づくりの為に使われている。

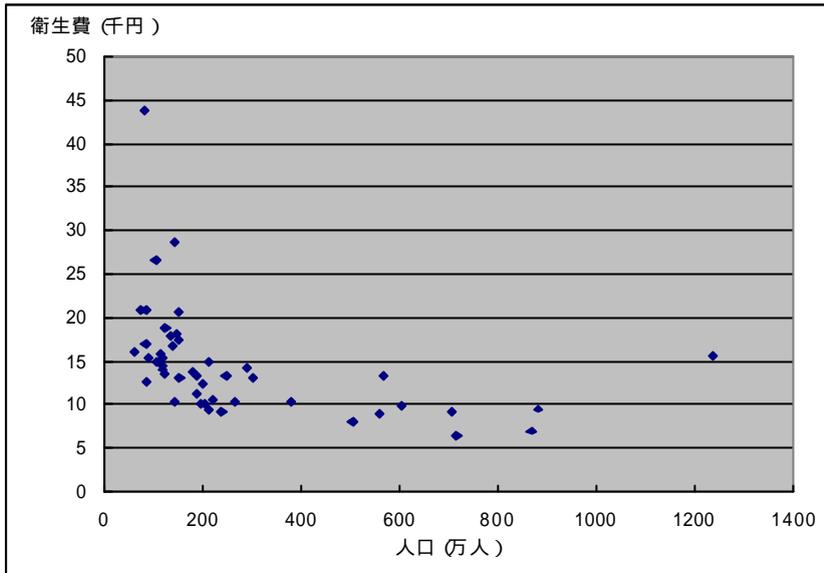


図 4-8 人口規模と住民一人当たりの衛生費の関係
 出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用(千円)・人口(人)
 データ：サンプル数 46 (括弧の中は *t* 値である)
 $LOG(\text{衛生費}/\text{人口}) = ?3.12? + 82.69? (1/LOG \text{人口})$
 (?3.83) (7.04) 補正 $R^2 = ? 0.519$

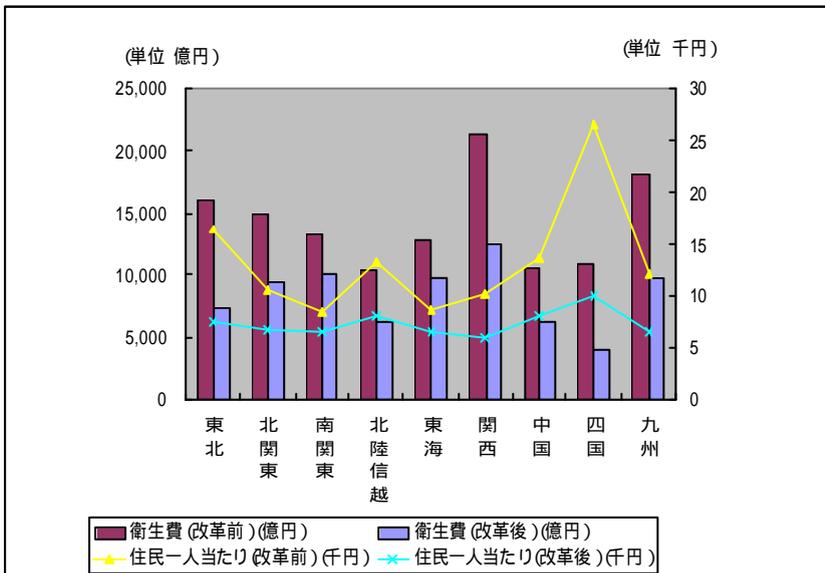


図 4-9 道州制導入による衛生費の変化 (平成 15 年度決算ベース)
 出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

衛生費の削減は東北、関西、九州で他の州よりも顕著に見られた。以上の州では 1000 億弱削減されている。四国地方では住民一人当たりの削減額が大きく、道州制導入後は半分以下の金額が示されている。全国的に見た場合の削減額はおよそ 5300 億と予想される。

2-5 産業振興費

主に労働費、農林水産業費、商工費を合わせたものである。労働費とは様々な労働行政にかかる費用であり、農林水産費とは農業・林業・水産行政でかかる費用である。また商工費とは地域の産業振興の為に使われる費用である。

産業振興費の分析では PHP 研究所発行の「地方主権」確立に向けた7つの挑戦を参考にし、人口規模と面積から費用関数を導出して分析を行った。

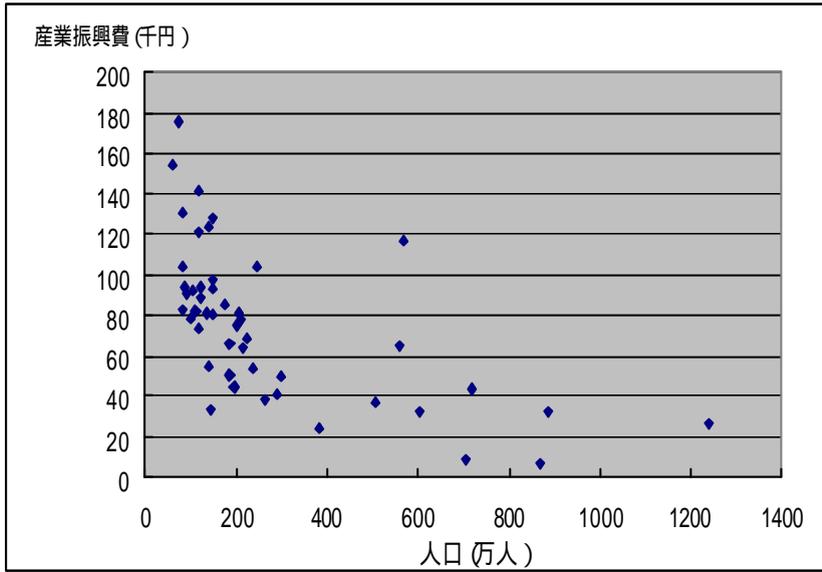
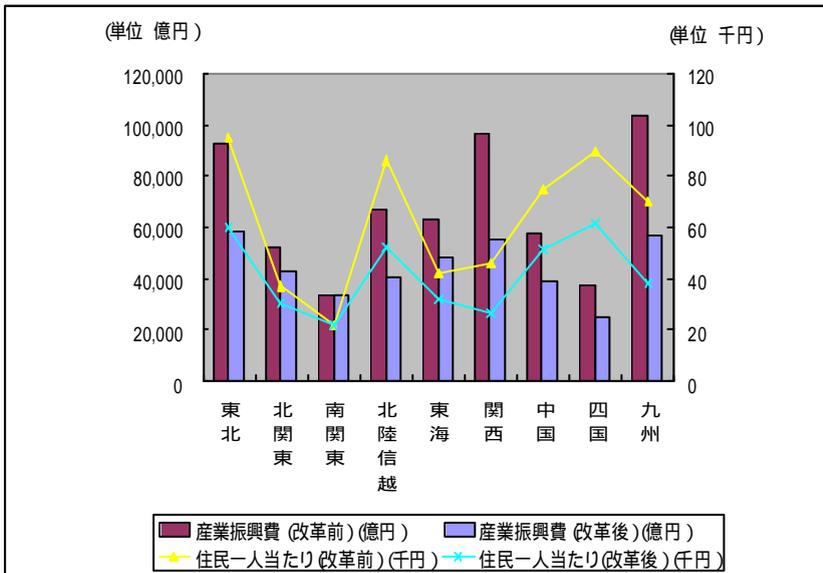


図 4-10 人口規模と住民一人当たりの産業振興費の関係
出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用(千円)・人口(人)・面積(m^2)
 データ：サンプル数 46 (括弧の中は t 値である)
 LOG (産業振興費/人口) ? ? 16.50 ? 158.51 ? (1/ LOG 人口) ? 0.43 ? LOG 面積
 (?5.91) (11.39) 補正 R^2 ? 0.64



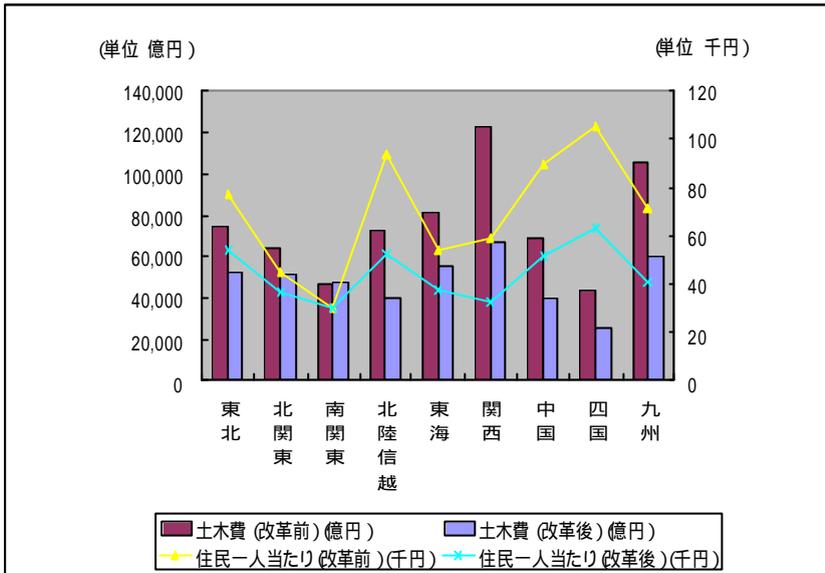


図 4-13 道州制導入による土木費の変化 (平成 15 年度決算ベース)

出所:「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

図 4-13 を見ればわかるが、ここでも南関東では道州制導入により歳出が若干ではあるが増加するという結果が得られた。土木費の場合も産業振興費と同じように、南関東に含まれる県の人口規模が元々大きいため、人口増加による歳出削減効果があまり見られないことが原因と考えられる。しかし、他の州では歳出削減の効果が表れており、全国的に見れば約 2.4 兆円という削減が期待される。

4-7 警察費

警察行政に使われる。警察行政は、個人の生命・身体および財産を保護するとともに、犯罪の予防・鎮圧・捜査・被疑者の逮捕や交通の取締りなどを行って、公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

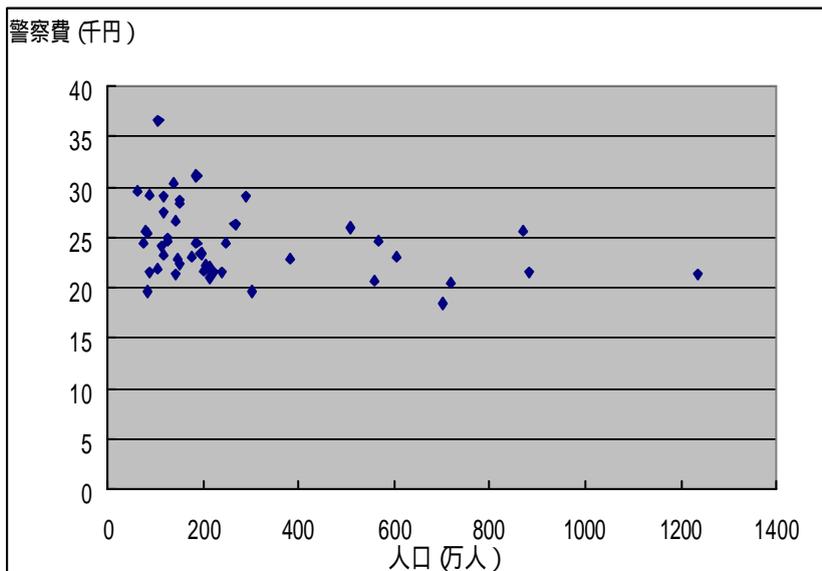


図 4-14 人口規模と住民一人当たりの警察費の関係

出所:「平成 17 年度地方財政統計年報」(地方財務協会)より作成

* 費用関数の推定結果 単位：費用（千円）・人口（人）

データ：サンプル数 46（括弧の中は t 値である）

$LOG（警察費/人口）？ 2.02？ 16.87？（1/LOG 人口）$

$（4.81）（2.79）$

補正 $R^2？ 0.13$

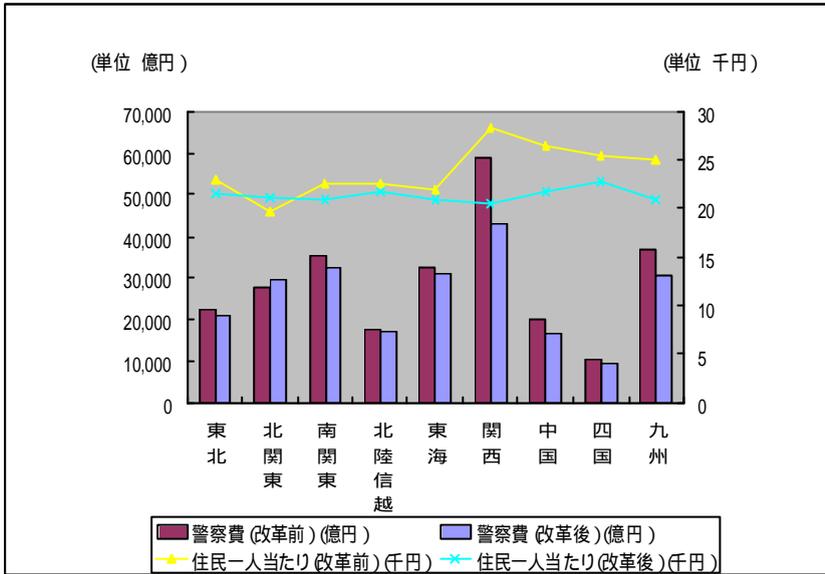


図 4-15 道州制導入による警察費の変化（平成 15 年度決算ベース）
出所：「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

警察費の場合は道州制を導入しても、他の歳出項目ほどの削減効果は表れなかった。全国的に見ても他の歳出項目と比べると、削減される割合は低い。これは、警察というのは、ナショナルミニマムが保障される部分であり、地方の最良で自由に政策を行えるものではないためと考えられる。全国での削減額は約 3000 億円に到った。

4-8 教育費

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学といった学校教育をはじめとして、公民館、博物館、図書館を通じて行われる社会教育、住民の健康を促進するためのスポーツの振興といったものに使われる経費が教育費として支出されている。

第3節 道州制による各州の歳出変化

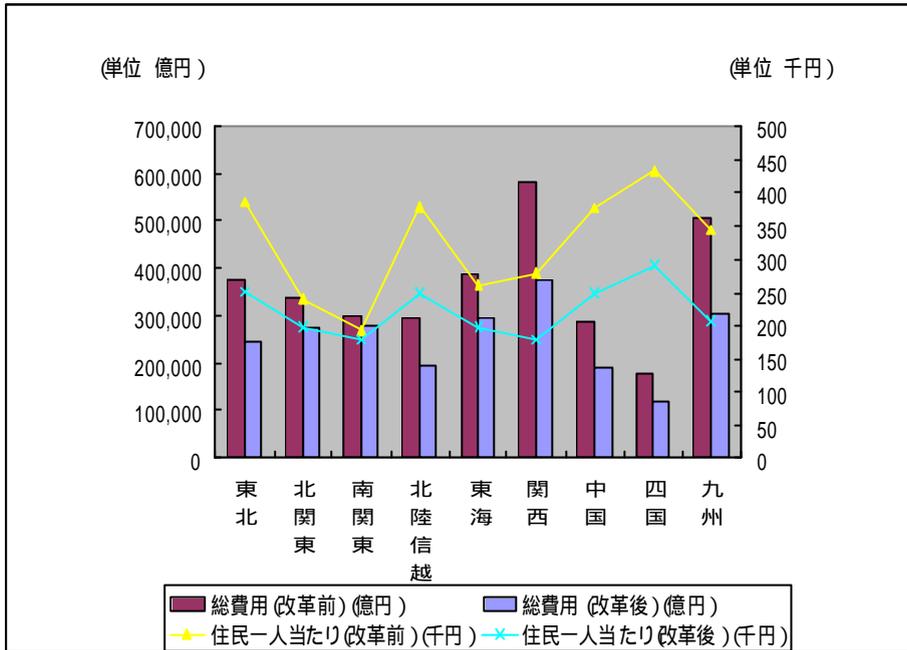


図 4-18 道州制導入による分析を行った歳出項目の総和の変化 (平成 15 年度決算ベース)
出所:「平成 17 年度地方財政統計年報」、分析結果より作成

以上の分析から、道州制導入前と導入後の議会費、総務費、民生費、衛生費、産業振興費、土木費、警察費、教育費をそれぞれ合計して表したものが図 4-18 である。合計で見ても、関西と九州が一番の歳出削減を実現している。逆に、南関東では歳出削減の効果はあまり見られず住民一人当たりの削減額も若干の変化しかない。これは、やはり、南関東を構成する県の人口規模が比較的大きいことが要因として考えられる。とはいえ、道州制導入により、合計 10 兆円弱の削減が確認されており、この金額は導入前の合計金額の約 25%にあたる。この結果から、道州制による財政再編の可能性を見出せるのではなかろうか。

第5章 まとめ

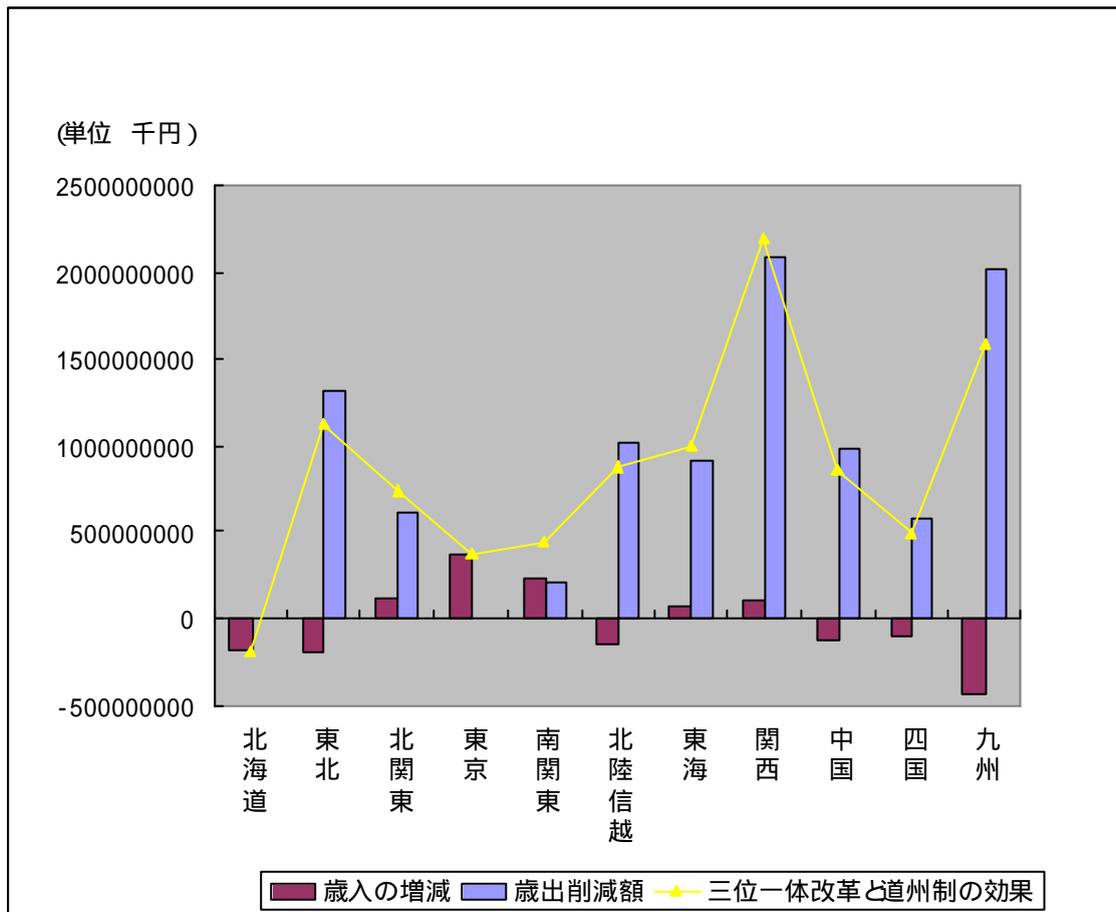


図5 - 1 三位一体改革と道州制導入後の地方財政の変化
(出所：シミュレーション結果から作成。)

本章で、三位一体改革と道州制導入の各シミュレーションで得られた結果を、総合的にみてみる。図5-1の棒グラフが、三位一体改革、道州制のそれぞれの効果を表しているのに対し折れ線のグラフが、それらの影響を足し合わせた総合的な影響を表している。三位一体改革のみで考えれば、歳入の増加する州、減少する州と両方あるが、道州制では、行政区域の変化しない北海道、東京を除く州では、歳出削減効果が得られ、それらの効果は、概して三位一体改革の効果よりも大きく総合的には、多くの地方自治体で、財政力が向上し、それらの各地方の財政力の向上する割合も、道州制の歳出削減効果が色濃く反映されているという結果が得られた。

この結果により、三位一体改革が財政的な観点から意味を持たないのか。もともと三位一体改革では、補助金削減目標額が4兆円であるのに対し、税源移譲目標額が補助金削減額に満たないことが予想されるので、州によっては財政が悪化するという結果は予期されていたのである。むしろ三位一体改革の目的は、地方の自主財源を拡充し、権限を国から地方に移譲し、地方の裁量を拡大する地方分権という大きな目標がある。これにより、権限を移譲された各州に道州制が導入される、ステップとしての三位一体改革の役割もあり、三位一体改革の延長線上の道州制があるのであって、三位一体改革の意味もそこに見出されるのである。

例えば三位一体改革を行わずに道州制を導入したとしよう。それでも本稿の分析により得られた歳出削減効果は見出せるであろうが、おそらく一時的なものだと考えられる。現在の財政的な問題の一つである地方政府のモラルハザードについては何も解決されていない。補助金に頼る地方財政という枠組みをかえなければ、やがては歳出の増加につながるだろう。財政責任の所存を明確にすることが今社会的に求められており、その手段が三位一体改革なのである。三位一体改革と道州制という2つの改革があつてこそ、真の地方分権が実現すると私たちは考えている。

第6章 政策提言

第1節 政策提言

東北、北陸信越、中国、四国、九州といった過疎地域を含む州においては、三位一体改革により歳入が減少してしまうが、道州制を導入すると、その減少を大幅に上回る規模の経済性による費用削減効果があり、財政力は向上する。一方、北関東、南関東、東海、関西といった大都市を含む州においては、三位一体改革により歳入が増加し、道州制を導入すると、規模の経済性による費用削減効果があり、さらに財政力は向上する。

したがって、現在行われている三位一体改革を経た道州制の導入を私たちは政策提言する。

第2節 今後の課題

確かに三位一体改革により地方政府にコスト意識をもたせ、住民の意思に即した政策が行われることは予想される。しかし、補助金の削減は地域間の財政力格差を是正する財政調整制度の廃止を意味しており、過疎地域を多く抱える地方では財政不足を、都市部の地方では財政余剰をもたらす。その不平等を是正する方策としては地方交付金ということになるのかもしれないが、それでは結局また地方のモラルハザードを招くことになるだろう。現在までの補助金制度と全く異なった財政調整制度の必要性が感じられる。

また、地方の管轄区域が広域化するにあたり、現在住民の得ている効用は維持できるのだろうか。県単位で行われる事業がそのまま州単位で行われるとして仮定した場合、その地域の住民の効用は現在と比較すると下がると予想される。このような問題を解決するためには、国から地方へと権限委譲するのと同様に、地方から市町村へも権限委譲を行い、市町村が地方の受け皿となることが必要となるだろう。それにより国、地方、市町村の役割が明確化され、現在の問題の一つである二重行政の解決にもつながる。しかし、市町村合併は現在頻繁に行われているが、まだ地方の受け皿となれるほどまでには到達していないのではないかというのが正直なところである。つまり、道州制により州政府による広域的視野に立った効率的な施策を行うためには、まずは市町村の更なる合併への推進が必要不可欠となる。

本稿での財政的な観点に立った分析を経て、私たちは地方分権の実現に向けて三位一体改革を伴う道州制の導入を提案する。だが、その導入にあたり、まだ問題は山積みである。いつの日かこの問題を解消し、真の地方分権の実現を願って今回政策提言とさせていただきます。

《参考文献》

- ? 橋本・吉田(2004)『地方財政改革と道州制の可能性について』財務省財務総合政策研究所研究部
- ? 木村・吉田・橋本(2004)「三位一体改革のシミュレーション分析」『会計検査研究所』No.30
- ? 赤井・吉田(2002)「地方財政需要の見直しによる地方財政健全化シミュレーション - 基準財政需要の算定手法を用いた地方交付税と国庫支出金の削減 - 」
- ? P H P 総合研究所(2002)「「地域主権」に確立に向けた7つの挑戦」
- ? 九州地域活性化センター(2004)「日欧比較による九州への道州制導入シナリオ策定調査報告書～産業活性化の視点から～」

《データ出典》

- ? 『平成 17 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)
- ? 「地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体改革」について)」
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040426_4.html)
- ? 「平成 15 年度都道府県別決算カード」
(http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-1_3.pdf)